

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合高額療養費特別支給金支給規則

平成21年8月27日

規則第5号

## (趣旨)

第1条 この規則は、平成20年4月2日から12月31日までの間において、月の初日以外の日が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第52条第1号に該当するに至ったことにより、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度の被保険者となった者（以下「特定期間年齢到達者」という。）について、それまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行したことにより医療費の自己負担額の増加があり、その負担額の増加相当額を高額療養費特別支給金（以下「支給金」という。）として支給することとし、その支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (支給対象者)

第2条 支給金の支給の対象者は、特定期間年齢到達者が法第52条第1号に該当するに至った日（以下「到達日」という。）の属する月（以下「到達月」という。）に後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養（以下「到達月の療養」という。）について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）第1条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）の規定により支給される高額療養費及び他の公費負担（地方単独事業による負担を除く。以下同じ。）の支給後の自己負担額（以下「改正前の施行令による自己負担額」という。）が、仮に改正令第1条の規定による改正後の施行令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費及び他の公費負担の支給後の自己負担額（以下「改正後の施行令による自己負担額」という。）を超える者（以下「支給対象者」という。）とする。

## (支給金の額)

第3条 支給対象者に対して支給する支給金の額は、当該支給対象者の到達月の療養に係る改正前の施行令による自己負担額から当該到達月の療養に係る改正後の施行令による自己負担額を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が到達月において属する世帯に他の被保険者がいる場合であって、到達月において当該他の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養について、改正前の施行令の規定により支給される高額療養費の額から当該療養について仮に改正令第1条の規定による改正後の施行令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費の額を控除して得た額（以下「他の被保険者に係る高額療養費の差額」という。）があるときは、当該支給対象者に対して支給される支給金の額は、同項により支給される額から当該他の被保険者に係る高額療養費の差額を控除して得た額とする。

3 改正前の施行令による自己負担額について、地方単独事業による支給を受けた支給対象者に対して支給される支給金の額は、前2項の規定により算定された支給金の額から当該地方単独事業により支給を受けた額を控除して得た額とする。ただし、当該地方単独事業により支給を受けた額が、前2項の規定により算定された支給金の額を超えるときは、支給金は支給しないものとする。

（支給金の額の計算の対象となる療養の範囲）

第4条 支給金の額の計算の対象となる療養は、平成22年1月29日までに広域連合において確認した療養とする。

（支給申請）

第5条 支給金を受けようとする支給対象者は、高額療養費特別支給金支給申請書（様式第1号）を広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理した場合において、その審査の結果、高額療養費特別支給金の支給を決定したときは、高額療養費特別支給金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 広域連合長は、第1項の申請書を受理した場合において、その審査の結果、高額療養費特別支給金の支給の申請を却下したときは、高額療養費特別支給金支給申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給申請期限）

第6条 支給金の支給申請期限は平成22年1月29日とする。ただし、平成22年

1月29日以前の通信日付印のあるものについては、この限りでない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 支給申請期限までに支給対象者からの申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が支給金の受領を辞退したものとみなす。

2 支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、広域連合長が当該申請者に対して補正等を求めたにもかかわらず、平成22年3月15日までに支給対象者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成22年5月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

## 高額療養費特別支給金支給申請書

被保険者番号		被保険者氏名	
申請金額			

※次のいずれかに○をつけてください。

1 高額療養費受領のために登録している口座への振込を希望する。
2 次の口座への振込を希望する。

該当するものに○を付けてください。該当するものがない場合は、()内に記入してください。網掛けの中は記入不要です。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ( )	本店・支店 ( )		預金種別	普通 当座 ( )
口座番号 (左詰めで記入)					
口座名義人 (カタカナ)					

口座名義人欄は、カタカナで上段から左詰めで記入してください。  
濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字空けてください。

## [留意事項]

申請書に不備がある場合等で、平成22年3月15日までに申請者と連絡がとれないときは、この支給金が支給されないことがあります。

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて
上記留意事項の内容に同意の上、高額療養費特別支給金を申請します。
平成 年 月 日
申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

埼玉県後期高齢者医療広域連合長

氏 名 印

高額療養費特別支給金支給決定通知書

後期高齢者医療に係る高額療養費特別支給金の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 被保険者番号
2. 被保険者氏名
3. 根拠となる年月等
4. 支給金額
5. 支払予定日
6. 支払方法

年 月 日

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

埼玉県後期高齢者医療広域連合長

氏 名 印

高額療養費特別支給金支給申請却下通知書

後期高齢者医療に係る高額療養費特別支給金の支給の申請については、下記のとおり却下したので通知します。

記

1. 被保険者番号
2. 被保険者氏名
3. 支給却下理由